小牧市監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和4年11月30日

小牧市監査委員 伊藤 二 三

小牧市監査委員 稲 垣 衿 子

定期監査の結果について

記

第1 監査の対象及び実施期間

消防本部

消防総務課、予防課、消防署、東支署、南支署、北支署 対象期間 令和4年4月1日から令和4年7月31日までの所管業務 実施期間 令和4年8月25日から令和4年10月13日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務、公有財産管理事務、旅費及び時間外勤務手当等支給事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【消防本部】

意 見

- ・ 本年7月には救急車の出動件数が月間では1964年以降最多の736件となるなど、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け対応に苦労されながらも、救急、救助、消防活動において市民の身体生命及び財産を守るために尽力されている。
- ・ 広報活動においては、市民に災害や防火防災に関する消防情報等を分かりやすく伝え、市民とのコミュニケーションを促進するため、例えば視覚や聴覚といった感覚に訴えるようなインパクトのある PRの仕方を検討されたい。
- ・ 家庭における防火から始まった婦人消防クラブであるが、共働き家庭の 増加等社会環境の変化に応じて地域防災体制の強化に目的を変えながら 活動の活性化に向けて取り組まれている。

今後も、消防に限らず他部署・他団体と広く連携を取りながら、コロナ 禍により変容してきている市民の考え方や行動に対応できるよう活動の 内容を検討されたい。

・ 市内の消火栓や防火水槽等の水利整備状況は、消火栓が 1,738 基、防火水槽が 339 基であるが、消防庁が定める消防水利の基準に基づき換算した整備数は 1,378 基で充足率は 82.4%とのことであり、これは、愛知県平均 86.2%を下回っている。

新設公園を対象に耐震性防火水槽を設置する計画等と併せて、引き続き 整備を進められたい。

《消防総務課》

指摘事項なし

《 予防課 》 指摘事項なし

《 消防署、東支署、南支署、北支署 》 指摘事項なし